



池
田
小
学
校
P
T
A
会
則

今日ほど教育というものについて、様々な角度から語られている時代はありません。

受験戦争と教育産業の繁栄が成長期の子どもたちにとのような影響を与えているのか、私たち保護者も又考えなければならぬ時でもあるのです。子どもたちを取り囲む環境を見つめ、保護者として子どもたちに与えていくことのできるものは何なのか、我が子の成長を守るだけでは子どもたちの健やかな成長は望めないということを知っているのです。

今、池田小学校保護者会会則を作成するにあたり、保護者会が子どもたちの為にどのようなことを行っていくべきなのか、一人一人が充分に考えていく時ではないでしょうか。

以上の主旨にもとづき池田小学校保護者会会則を作成いたしました。

会 則 作 成 委 員 会

一九七九年

長い年月にわたり池田小学校は保護者会という組織で活動してきましたが、子どもたちの健全な育成には家庭と学校と地域とが手を取り合っていくことが大切です。これまでも教職員や地域の方に多大なご協力をいただき、実のある保護者会活動を進めてまいりました。そこで活動は従来のままに、名称を「池田小学校PTA」と改め、教職員と保護者が同じ輪の中でそれぞれの役割を認めながら、子どもたちを取り巻く様々な問題に取り組んでいきたいと考えます。構成に教職員を加えるほかは、保護者会の会則・主旨をそのままに、池田小学校PTA会則とします。

二〇〇三年

目的・方針

私たちは保護者と教職員は子どもたちの成長に接しながら、たくさんの疑問にぶつかり迷っています。皆それぞれ悩みは異なるけれども、子どもがのびのびと個性ゆたかに育って欲しいという願いはひとつです。その願いを実現させていくために私たち池田小学校PTAは次のことを運営方針にしていきます。

- 一、児童の教育環境をよりよくするために行動する会である。
 - 一、会員間の交流を深め、話し合い学び合う会である。
 - 一、教師と保護者間の話し合いを持ち、相互に理解を深める会である。
 - 一、本会は特定の政党や宗教、等に片寄ることなく、又、もっぱら営利を目的とした行為は行わない。
- 以上の目的・方針を実現していくために、会は民主的に運営される。

第一章 名称及び所在地

- 第一条 本会は池田小学校PTAとする。
- 第二条 本会は池田小学校内におく。

第二章 構成

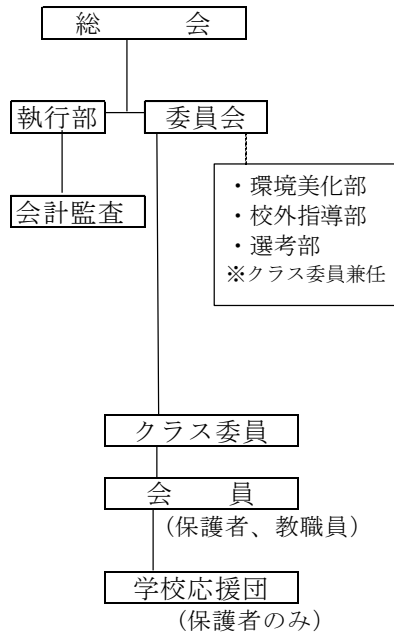
- 第三条 本会は池田小学校に在籍する児童の保護者ならびに本校に勤務する教職員によって構成される。

第三章 役員

- 第四条 本会は次の役員を置く。
 - 一 委員 各クラス二名

執行部 会長一名・副会長三名（うち一名は教頭先生）・書記二名・会計二名・
 部長三名（各部一名）
 会計監査 三名（うち一名は教職員）

第四章 PTA組織図



第五章 役員の選出及び任期

- 第五 条 四月末までに各クラスにて委員を選出する。
- 第六 条 新年度総会までに執行部を選出する。
- 第七 条 執行部は全会員の中から立候補並び推薦により選出される。
- 第八 条 会計監査は執行部が委嘱し総会の承認を得る。
- 第九 条 役員は原則として任期を一年とする。（次年度総会まで）但し、再任を妨げない。

第六章 仕事・役割

(会員)

第十条 総会に出席する。

第十一条 既定の会費をおさめる。

(委員)

第十二条 委員会に出席する。

第十三条 各部の活動を行う。

(執行部)

第十四条 池田小学校PTAを代表する。

第十五条 総会を招集する。

第十六条 委員会を招集する。

(会計監査)

第十七条 会計を監査する。

第七章 総会

第十八条 PTAの最高決議機関とする。

総会は定例総会と臨時総会とする。臨時総会は全会員の1/3以上の要求があった時、または委員が必要と認めた時開催する。

第十九条 総会は全会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第二十条 定例総会は五月中旬までに開催する。

第二十一条 決定は出席者の過半数の承認を必要とする。

第二十二條 会則改正は出席者の2/3以上の承認を必要とする。

第八章 委員会

第二十三條 総会に次ぐ決議機関である。

第二十四條 委員会は各学期に二回とする。但し、委員の1/3以上の要求があつた時、または執行部が必要と認められた時、臨時に開催できる。

第二十五條 委員の1/2以上の出席をもって成立する。

第二十六條 各クラス、各部から出された問題等を討議し解決を図る。

第二十七條 決定に際しては出席した委員の2/3以上の承認を必要とする。

第二十八條 討議内容によっては学校側に適宜出席されるよう要請し、参加していただく。

第二十九條 各教師、各保護者は委員会を傍聴できる。

第九章 会計

第三十條 本会の活動に要する経費は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第三十一條 会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第三十二條 会費の額は、手引書に定める。

第十章 手引書

第三十三條 会則に次ぐものとする。

第三十四條 改正については委員会において協議し決定する。但し、会費に関しては全会員の2/3以上の承認を必要とする。

付 記

慶 弔 規 定

一、詳細は手引書に定める。

一九七九年（昭和五十四年）	一月二十日	成立
一九八四年（昭和五九年）	四月一日	実施
一九九一年（平成三年）	三月五日	改正
一九九一年（平成三年）	二月九日	改正
二〇〇一年（平成十三年）	十二月一日	改正
二〇〇二年（平成十四年）	五月十一日	改正
二〇〇三年（平成十五年）	五月十四日	改正
二〇一〇年（平成二十二年）	三月十六日	改正
二〇二〇年（令和二年）	三月二十六日	改正
二〇二二年（令和四年）	三月二二日	改正

